

# 宅地建物取引主任者資格登録申請について

## 1.登録申請ができる方

次の(1)~(3)全てを満たす必要があります。

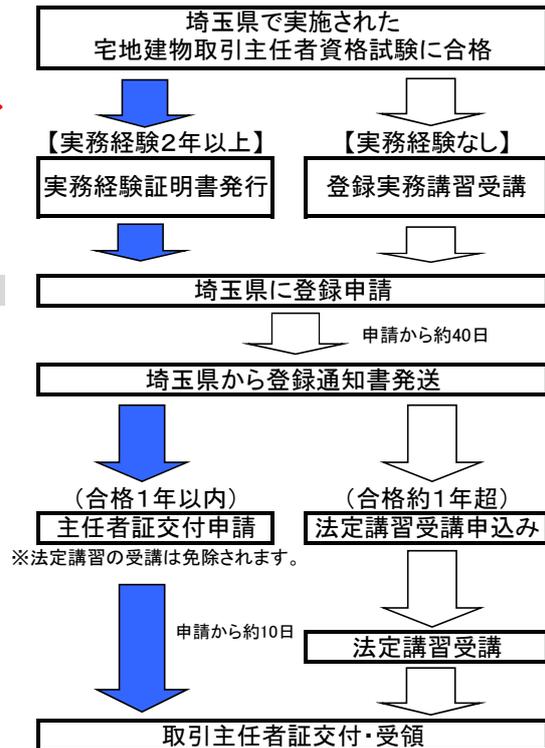
- (1) 埼玉県で宅地建物取引主任者資格試験に合格した方
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - 宅地又は建物の取引に関し、**2年以上の実務**を経験
  - 登録実務講習実施機関が実施する**登録実務講習を修了**
  - 国、地方公共団体、国又は地方公共団体の出資により設立された法人において、宅地又は建物の取得又は処分の業務に2年以上従事
- (3) 宅地建物取引業法第18条第1項各号の欠格要件に該当しない方

## 2.登録申請先(いずれでも可)

- (公社)埼玉県宅地建物取引業協会  
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町6-15  
TEL 048-811-1830 JR浦和駅東口徒歩5分  
受付時間:平日(午前9:00~11:30 午後1:00~4:30)
- (公社)全日本不動産協会埼玉県本部  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 全日埼玉会館  
TEL 048-866-5225 JR浦和駅徒歩8分  
受付時間:平日(午前9:00~11:30 午後1:00~4:45)
- 埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL 048-830-5492 JR浦和駅西口徒歩10分  
受付時間:平日(午前9:00~11:30 午後1:00~4:45)

## 4.登録申請に必要な書類

## 3.試験合格から主任者証交付まで



必要書類	部数等	備考
1 本人確認書類	—	(1つでよいもの) 運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カード (2つ以上必要なもの) 健康保険証、年金手帳(証書)、印鑑登録証明書等
2 印鑑	—	認印可
3 宅地建物取引主任者登録申請書(様式第五号)	1部	顔写真(下記9)・埼玉県収入証紙(下記10)貼付 <b>HP届出様式集B-1</b>
4 誓約書(様式第六号)	1部	<b>HP届出様式集B-2</b>
5 身分証明書(注:外国籍の方は不要)	1部	発行日から3か月以内のもの 請求先: 本籍地のある市区町村役場
6 登記されていないことの証明書	1部	発行日から3か月以内のもの 請求先: 全国の法務局・地方法務局(本局) ☆さいたま地方法務局 TEL 048-851-1000 〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 JR埼京線「与野本町」駅から徒歩8分
7 住民票抄本	1部	発行日から3か月以内のもの 請求先: 住所地の市区町村役場 外国人の方は、国籍等を省略しないでください。
8 合格証書	—	申請時に原本をご提示ください。
9 顔写真(画像を加工した写真及び家庭用ポラロイド写真不可)	1枚	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、縦3cm、横2.4cmのカラー写真 申請書に貼付。 ※写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。
10 埼玉県収入証紙 37,000円	—	申請書に貼付
11 登録資格を証する書面(いずれか一つ) ● 宅建業の実務経験2年以上 ● 登録実務講習を修了 ● 国、地方自治体等での業務経験がある方	...	実務経験証明書(様式第五号の二)HP届出様式集B-3 ※ 別途書類(従業者証明書、従業者名簿等)を提出していただく場合があります。また、審査の結果、実務経験と認められない場合があります。 登録実務講習修了証明書(登録申請書添付用・原本) 業務に従事したことの証明書(それぞれの機関が発行)
以下は該当する方のみ提出		
12 戸籍抄本 ※ 試験合格後、氏名の変更があった方、及び未成年で婚姻している方、のみ	1部	氏名の変更があったことが分かるもの 発行日から3か月以内のもの 請求先: 本籍地の市区町村役場
13 ● 営業許可証明書 ● 法定代理人の印鑑証明書 ● 法定代理人と未成年者本人との続柄が確認できる書類(親権者の場合は健康保険証、戸籍抄本等) ※未成年で未婚の方のみ(3つ全て)	...	<b>HP届出様式集B-10</b>